

## 城東区内で行われる福祉活動（事業）

### に対する助成

城東区社会福祉協議会 善意銀行

#### 特定テーマ「城東福祉活動助成金」 払出先の募集

大阪市城東区社会福祉協議会では、区民や団体、企業のみなさまから預託された資金を基に、「善意銀行」を設置しています。

区内の地域福祉の推進を目的に、「善意銀行」に預託いただきましたみなさまの善意を活用し、区内で活動している団体等を支援し、より区民のみなさまに見える形で福祉の増進に貢献する仕組みとして、特定のテーマを決めて、そのテーマに沿った活動等を行っている団体に対して交付する「特定テーマ」払出を実施いたします。

この「特定テーマ」払出のひとつのメニューとして、「城東福祉活動助成金」を設けております。

「城東福祉活動助成金」では、毎年一回、区内で福祉事業を行う団体を対象に、払出先を募集します。

\*\*\*\*\*

- 1. 払出対象** 区内で福祉活動に関する取り組みを行っている法人（社会福祉法人、NPO等）又は団体・グループ。ただし応募時点で設立されており事業の実施体制が整っている法人・団体等とします。
- 2. 対象経費** 当該年度中に実施予定の事業にかかる必要経費とします。  
また、必要経費の10%の自己負担をお願いします。  
（注）物品購入費も可としますがそれ自体が目的である事業は対象としません。  
  
○先駆性・開拓性のある事業を優先します。  
○他の助成金や公的な補助を受けている場合は対象としません。
- 3. 払出額** 1件 30万円以内
- 4. 申込方法** 払出申請書（第1号様式）に、①前年度収支決算書、②事業計画書、③収支予算書、④団体の定款や規約、⑤役員名簿を添付し、区社会福祉協議会まで提出してください。
- 5. 申込期間** 令和6年4月1日（月）～30（火）必着
- 6. 選考方法** 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 7. 決定通知** 結果については、文書で通知します。（5月下旬予定）  
≪決定通知後の手続きのおおまかな流れ≫
  - ・「払出請求書（第3号様式）」を提出
  - ・払出額を6月末までに振込予定
  - ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出。

8. 留意事項
- (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
  - (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。
  - (3) この「城東福祉活動助成金」の払出を受けた団体が、大阪市ボランティア活動振興基金「ボランティア活動促進事業」でも助成を受けていた場合、交付の決定を取り消します。また、以後3年間は申請ができなくなりますので、ご注意ください。

《申込み、問合せ先》

社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会

〒536-0005 大阪市城東区中央 2-11-16

電話番号 (06) 6936-1153 ファックス番号 (06) 6936-1154

メールアドレス：Joto-tiiki-fukusi@shakyo-osaka.jp

ホームページ：www.joto.kusyakyou.jp